
令和5年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 6番 山川 忠久 議員
4番 山口 欽秀 議員
7番 植村 圭司 議員
8番 清水 修 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、6番、山川忠久が一般質問を行います。

まず、動物愛護についてお伺いをします。昨年3月にも犬猫保護の取組について質問をいたしました。この1年間でその状況も少しずつ好転しているように感じていますので、少し時間を割いておさらいをしていきます。

まず、長崎県の状況についてですが、昨年2月に誕生した大石知事は、公約の一つとして殺処分ゼロを掲げていました。昨年の12月の県議会においては、犬や猫を10頭以上飼育する場合は届出を義務づけることなどを定めた動物愛護の条例案が可決されました。また、野良犬や野良猫を保護する長崎県動物管理所「アニマルポート長崎」が老朽化、そして、手狭であることから建て替えが検討をされており、その建設検討委員会の委員には、後ほど述べます壱岐市の保護団体の代表も名を連ねております。

県は、県内各市町の聞き取りにも力を入れており、今年1月には県民生活環境部の部長が来島され、市長と、そして、その後、保護団体との面会も実現しております。その保護団体、壱岐市の保護団体については、昨年4月に団体を立ち上げ、会員の会費や寄附金、そして、バザーの売上げなどを資金として持続的な活動を目指しており、保健所で保護された子犬が譲渡施設に送られるまでの間のミルクボランティアや保護した犬猫の譲渡会、併せて啓発活動などを精力的に活動を続けております。

これらの動きを踏まえまして、以下の質問をします。

1つ目、4月からの動物愛護条例のスタートに併せ、壱岐市での条例の周知方法と市の協力体制について、また市独自に条例を制定する考えはないでしょうか。

2つ目、捕獲された犬猫の保護施設は建物も古く、保護環境も十分ではないのではないかと懸念をされております。その現状認識と改善についてお尋ねをします。

3つ目、野良猫を捕獲・避妊去勢手術を経て、元どおりに生息地域に戻すという地域猫活動の推進についてお尋ねをします。

以上3点について、御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 皆様、おはようございます。6番、山川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、長崎県動物愛護条例の周知方法と協力体制、市独自の条例制定でございますが、本条例は、長崎県、市、町及び飼い主の責務並びに役割を明らかにし、人と動物が共生する住みよい社会づくりを目指す目的で制定されたものであり、条例の施行に併せ、去る1月18日に長崎県県民生活部長が本市へ来島され、条例の趣旨説明及び協力依頼をされたところでございます。

本条例には、目的を達成するために、市・町に必要な協力を求めることができると定められており、不適切な飼養への指導、チラシの配布、広報紙による周知、地域猫活動における自治会との調整、ボランティア団体との関係構築、災害時における飼い犬や飼い猫などと同行が可能な避難所の設置などの協力依頼があったところでございます。これを受け、本市も、市報、ホームページ、公式LINEなどで周知を図り、壱岐保健所やボランティア団体、関係部署と連携し、必要な取組を進めてまいります。

また、市独自の条例につきましては、今回の長崎県条例で網羅していると思われ、上乘せ条例は考えておりませんが、今後、動物愛護の観点から必要な事項等が生じた場合は、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の捕獲された犬猫の保護施設についての御質問でございますが、御指摘の犬猫の

保護施設は、長崎県の所管で平成8年度に設置されており、法律の規定に基づき、抑留した犬を収容し、主に野犬などの殺処分を行う施設でございます。

施設の設置目的は、狂犬病の発生を予防し、蔓延を防ぐことにありましたが、今日では動物愛護の観点から、殺処분을減らすために、譲渡可能な犬を大村の動物管理所へ送るまでの一時的な飼養管理施設として利用されております。

今後の改善につきましては、設置から25年以上が経過し、老朽化も進んでいることから、施設の目的や環境を含め、所管する壱岐保健所と協議を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の地域猫活動の推進でございますが、地域猫活動とは、地域の皆さんが主体となり、飼い主のいない猫について適切な管理を行い、その数を減らし、住みよい地域をつくることを目的とした活動であります。市内では、昨年、犬猫の保護活動や適正飼養の普及啓発を目的とした任意団体が設立され、地域猫活動も積極的に推進いただいているところでございます。

また、地域猫活動への市独自の支援としまして、令和5年度において、地域猫の不妊化事業を予算計上しており、この事業は、飼い主のいない猫のふん尿などによる被害や殺処분을減らすことを目的に、飼い主のいない猫に指定獣医師による不妊または去勢手術を受けさせ、その費用の一部を補助するものであり、本事業の活用と長崎県動物愛護条例に規定されている飼い主のいない猫への餌やりのルール化などを市民皆様に広く周知を図ることにより、猫の繁殖抑制と殺処분을減らし、飼い主のいない猫によって起こる近隣住民の生活環境の悪化防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 1つ目の条例の周知と協力体制については理解をいたしました。壱岐市独自の条例を今後状況を見ながら検討されるということですので、前向きな答弁だと捉えております。壱岐市でも条例制定を提案したのは、壱岐市が本気になってこの問題に取り組むという姿勢を内外に示すというためにも必要だと考えたからです。

県の担当部長のお話がありました。来島の際にも保護団体に話をされたところ、壱岐市全体で行政と民間とでしっかりと踏み込んだ取組がないことには様々な施策が空回りしてしまいますし、また、私自身も大石知事とお話をする機会がありまして、このことについて意見を伺いました。壱岐市の現状のことも当然御存じでありましたけれども、状況が突出して悪いからといって壱岐市にだけ手厚い施策を打つこともできないと、ほかの市町からすると、努力されていないと感じるようなところに特に手厚いこともそういう印象を与えてしまうということで、積極的な関与が必要だということでした。また、犬猫の命を真剣に考えている壱岐市民の目にも、壱岐市が真剣に取り組んでいる姿勢にこそ期待が持てるという意味もあります。

以上の理由ですので、今後検討されるということですので、進展に期待をしております。

2つ目の保護施設については、狂犬病の防止の観点から、命を救うための施設として考えているということですので、またこの施設についても協議を続けていただきたいと思っております。

3つ目の地域猫の推進については、この質問をしようとしたときに、県がふるさと納税の使い道に殺処分ゼロプロジェクトがありまして、それを参考に壱岐市でもこの制度を活用できないかという提案をしようと考えていたところ、部長が言われましたように、令和5年の当初予算にふるさと納税を活用した地域猫の推進についての予算を計上してございましたので、本当によくぞやっていただいたと申し上げたいと思っております。

ただ、これに関しては、少し民間の動きとも協調していただきたいと思っております。この辺の細かいところについては予算特別委員会で質疑の時間を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

実は、直近の話ですけれども、大村の団体でしたか、壱岐市に来島していただいて、壱岐市の団体でクラウドファンディングをして、それで地域猫活動をしようという動きもありますので、そうした情報共有のほうも積極的にやっていただきたいと思っております。

それから、アニマルポート長崎の建設についても、壱岐市からせっきく検討委員が参加しておりますので、壱岐市の立場としての情報もしっかりと共有していただきたいと思っております。この情報共有については、壱岐市でも Slack を活用して情報を共有していただいておりますので、ぜひ保護団体とも緊密な連携を取っていただきたいと思っております。それが可能かどうかお伺いをしたいと思います。Slack の活用と、あとは、ほかの自治体では「犬猫の遺棄をしないで」という看板を設置をしてあるところもあります。これは景観の問題もあるかと思いますが、こうした看板の設置についても御検討いただけないかということで質問をいたします。

以上、Slack を活用した情報共有と、それから看板の設置についてお伺いをします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の追加の質問につきましてお答えをいたします。

市内の犬猫の保護団体様とは、今も頻繁に情報交換はさせていただいておるところでございます。いろいろな方法を私どものほうにお伝えをしていただいておりますので、いろいろな方法のコンテンツを使いながら周知を行ってまいりたいと思っております。

それと、犬猫の遺棄を防止する看板の設置につきましても、これも今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 前向きな御答弁を頂きました。動物愛護の問題一つを取ってみて

も、壱岐市が抱える様々な課題解決につながっていくのではないかと感じていることがあります。例えば、野犬の繁殖ですけれども、壱岐だけかもしれませんが、痩せた野良犬はあまり見かけません。栄養が十分足りているんじゃないかというような感じがします。栄養に問題がないとすれば、その分長生きもしますし、出産回数も増えると。そして、生まれた子犬も丸々太ってという、そういうことが繰り返されているんじゃないかと感じております。

昨年末の総務委員会でも申し上げたと思いますけれども、壱岐で特徴的な背戸の山がありまして、そういうところに例えば残飯を捨てるということなどがあれば、それを餌にして野良犬が栄養を取ると。そういったことが原因だとすれば、そういった残飯をコンポストの設置をもっと推進して犬が食べないようにするなどして、そして、そのコンポストから堆肥ができると。そうすれば、高騰する肥料のわずかではあるかとは思いますが、足しになるのではないかと。そういったことでマイナスの状況からプラスが生み出せるのではないかと感じることもありますし、あるいは、地域猫を推進するにしても、これから餌が必要になってくると思います。餌にはやっぱりただではできませんので、そういった水産関係で未利用魚があれば、そうしたところ、原料に餌をつくったりとか、そういうところで新たな価値が生み出していけるのではないかとということも考えたりもします。

また、動物の多頭飼育崩壊とはどういう状況で起こりやすいかということ、高齢者、そして認知症の方、それから障害がある方、貧困を抱える方など、社会から孤立しやすい環境で起こることも少なくないということがありまして、そうすると、また福祉の領域にも関わってくると思っております。そして、いろんなところに根っこがつながっていると、そういう根深い問題ではないかなという思いがいたしますので、ぜひ市長からもこの問題については思いをお伺いしたいと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山川議員の御質問にお答えいたしますけれども、おっしゃるように、例えば多頭の飼育の家庭であるとか、あるいは先ほど申されました餌、餌というか、動物が生きるための環境、そういったものについてはいろんな課題がふくそうして関係しております。今御指摘のことについては一つ、担当部署を通じて少し踏み込んで研究をさせたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 市長言われたように、これまでよりもより踏み込んだ取組に期待して、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、ヤングケアラーについてお伺いをします。

ヤングケアラーという言葉については、近年耳にするようになった言葉ですが、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと呼

びます。最近では、小説や漫画、ドラマの題材になることも多く、その存在が知れ渡ってきました。私も朝ドラを毎日見ているわけではありませんけれども、主人公の友人が定職に就かない父親のために家事をこなし、そして家計を支えている姿が描かれ、それはヤングケアラーを描写しているとも言われております。

ヤングケアラーの定義も幅広く、一概に言えることではありませんが、これまでこの問題が顕在しにくかった理由は、家族の世話をすることが当たり前だと思っているとか、または、人に相談するには勇気が要ることなどが言われております。

令和2年度に厚生労働省が行った調査によると、おおむね学校のクラスに1人か2人はいる計算になるそうです。とすると、壱岐市にも当然そうした子供たちが存在するはずですので、これについてお伺いをしたいと思います。

1つ目、ヤングケアラーの実態を壱岐市はどれほど把握してあるか。

2つ目、学校における実態把握、そして、教職員の対応についてお伺いします。

3つ目、先ほど述べたように、潜在化しやすい本件の認知度を高める広報活動について。

4つ目、自分がそうかもしれないと思ったときに相談するその窓口はどこになるのか。

5つ目、ヤングケアラーに対する支援について。

以上の5点について御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 6番、山川議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについて、2つ目の学校における対応を除いて、市民部のほうより答弁をいたします。その後、教育委員会より答弁いたします。

まず、1つ目のヤングケアラーの実態の把握につきましては、毎年、県よりヤングケアラーへの支援状況等についての調査がっております。令和4年8月末時点でこども家庭課が対応したヤングケアラーに関連する虐待等の報告もなく、該当はございませんでした。また、参考までに、過去3年間、令和2年度から令和4年度におきましても、こども家庭課がヤングケアラーに関連する虐待等での対応も、該当はございませんでした。

子供と接する機会が多い学校現場と教育委員会がヤングケアラーの存在を把握し、少しでも虐待を疑うようなケースがあれば、こども家庭課へつないでいただき、双方の専門領域から連携・対応を図っていきたいと考えております。

実態の把握につきましては、今後も引き続き、県教育委員会、学校現場、関係機関とも連携を図り、ヤングケアラーの実態の把握や情報共有などに努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の潜在化しやすい問題である本件の認知度を高める広報活動につきましては、厚

生労働省より、11月の児童虐待防止推進月間に向けたポスター・リーフレット、ヤングケアラー支援のための同ツールの配布などを通して、両事業の意識啓発の向上に向け、自治体が活用できる新たな普及啓発ポスター・リーフレットの配布を行っております。

ポスターやリーフレットにつきましては、各支所窓口を設置をしており、ヤングケアラーについての事例や注意喚起と厚生労働省の特設ホームページなど、様々な相談窓口を紹介しております。

今後とも、国、県、教育委員会、学校現場など、関係機関と連携を図り、壱岐市ホームページなど、様々な広報活動を行ってまいります。

次に、4つ目の壱岐市の相談窓口につきましては、壱岐市教育委員会、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー及び市民部こども家庭課に相談窓口を設置し、双方で連携を図りながら対応を行うこととしております。

近年、ヤングケアラーが社会問題となっており、ヤングケアラーの支援に対しては相談支援体制の構築が課題の一つとなっておりますが、令和3年度には、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきが県内初となる子どもヤングケアラー総合相談窓口を開設しております。ここでは、子供たちの悩みについて、LINEやメール、時間外の相談が可能となっております。この相談窓口の開設を学校現場や関係機関などへ広く周知し、県と各市町が連携を図りながら支援につなげる支援体制を構築しております。

また、本市におきましても、本年4月より、こども家庭センターの運用開始に伴い、同一窓口による一元的な対応が可能となり、母子保健と児童福祉が有する子供や家庭に関する情報の共有と集約により、迅速かつ適切な支援につなぐことが可能となっております。

また、そのような社会問題の背景には、介護、医療、貧困、そして孤立といった様々な要因がありますので、様々な場所が相談窓口となり得るとも考えております。民生委員、児童委員もその相談窓口の一つであり、支援の必要性の把握を担っていただいております。

今後とも、ヤングケアラー支援につきましては、各関係機関との連携を図りながら、適切な支援と対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、5つ目のヤングケアラーに対する支援についてですが、現時点でこども家庭課においてはヤングケアラーに該当する事案はここ数年発生しておらず、本市による支援等の実績はございません。ただし、ヤングケアラーについての相談・連絡などがこども家庭課にあった場合の対応につきましては、一つ、こども家庭課の相談員による子供との面談並びに子供の両親との面談、二つ、家を出たいと希望する子供には、佐世保こども・女性・障害者支援センターを紹介するなどの支援体制を取ることとなります。

また、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本年4月より、こども家庭センターの運用に伴

い、専門的知識と経験を有する職員を配置することにより、切れ目ない支援体制を構築してまいります。

妊産婦並びに乳幼児及びその保護者の実態把握と児童虐待の未然防止や虐待発生後の支援とヤングケアラーに対する支援も含め、迅速かつ適切な支援につなげてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長、いいですか。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 6番、山川議員のヤングケアラーについての2つ目の学校における実態把握と教職員の対応についてにお答えします。

学校における実態把握については、今年度は7月に長崎県こども家庭課からの依頼もあり、ヤングケアラーに係る調査をいたしました。壱岐市の調査方法は、各学校が定期的に行っているいじめ等の生活アンケート——毎学期いたしております——そこに設問を加えています。今回は、「あなたは病気や障害のある家族のきょうだいのお世話をしていますか」。「お世話」ということについては、小学生段階と中学生段階で少しニュアンスを変えて説明をしているところです。この設問に「ある」と回答した児童生徒は5名でした。小中、小学生1名、中学生4名で、いずれも女の子でした。この調査に「ある」と答えておりましたので、この子供たちに対して、学校はすぐに具体的な生活の様子を尋ねるアセスメントシートというのを使って面談を進めています。

加えて、聞き取った内容を基に校内で検討会を行い、その子供の状況に応じてスクールソーシャルワーカーも交えて連携を取り、家庭訪問等も実施をしているところでございます。その面談等をした結果、5名は家庭で家族の世話をしている状況がありましたが、いずれも日常的でないということから、ヤングケアラーと認定するまでには至っておりません。そのうち2名については、お手伝いのあるいはお世話の状況が少し継続的に見守る必要があることから、壱岐市のこども家庭課と連携を取り合いながら、今も見守り活動を続けているところでございます。

なお、スクールソーシャルワーカーの力も大きく、毎回、その子供たちと対応した記録等が必ずこういう形で報告をしていただき、赤い印をしているのは、関わる子供の記録だということになります。

壱岐市の学校では、児童生徒が一日の生活の大半を過ごす場であるということから、教職員はヤングケアラーに気づく立場にあると捉えています。そのため、ヤングケアラー支援マニュアル等を活用し、「この子はヤングケアラーでは」と気になったら、アセスメントシートを用いてその確認をするようにしています。

ヤングケアラーのマニュアルは八十数ページございます。子供の様子を聞いたときに、その状

況に応じた部分を各学校は取り出しながら具体的な対応に役立てておりますし、先ほど言いますアセスメントシートも、その中から自分の子供たちに合うものを用いていると聞いております。

気になる事象について、校内で共有をするときには、先ほど申しましたように、スクールソーシャルワーカーに入っただくことはとても大きな力になります。その方たちは、子供たちが場合によっては学校登校が遅れたり、家にいたりするときにも、教師に代わって家庭訪問をしながら、その子の状況を聞きながらアドバイス等をして支援に当たることができる点では大変大きな力になっているところです。

学校の教職員は、そういう形でこども家庭課を含めながらいろいろな力を持たれた方たちと連携をしながら、壱岐市でヤングケアラーの実態に近づかないように、早期に気づきながら努めていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 実態については調査をしているけれども、ゼロであるという御回答を頂きました。教育現場では5名、いずれも女の子ということでありましたので、その子供たちについてもしっかりと御対応いただいていると、そして、県も含めて支援体制ができているということで、その点については安心をしました。

しかし、虐待と結びつけられての調査はゼロ件ということでしたけれども、自分が進んでやっていると、虐待だと思っていないというケースも多々あると思いますので、しっかりとこれから広報活動を続けていただいて、もしいらっしゃるとすれば手を差し伸べられる環境づくりに今後努めていただきたいと思います。

厚生労働省のサイトに、ヤングケアラーについて専用ページが設けられておりますので、そこについて少し御紹介をいたします。

そのページで強調されているのは、「本来なら勉強や部活、将来のことを考える時間的余裕、友人との触れ合いなど、「こどもとしての時間」と引き換えに家事や家族の世話をしている実態。そのことにまわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラー自身が「自分は一人じゃない」、「誰かに頼ってもいい」と思えることで、「こどもがこどもでいられる街」を一緒につくっていきませんか」と呼びかけております。こうした社会をしっかりとつくっていくためにも、これからもより踏み込んだ対応をお願いしたいと思っております。

ここまで現在進行形の今まさにヤングケアラーであるという方たちについての質問をしましたが、ヤングケアラーは成人をしてもなお生きづらさを抱えるという話があります。学校において遅刻・早退・欠席が増え、勉強の時間が取れないことによる学業の影響があり、また、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考える傾向にあること、また、自分のやってきたことのア

ピールができないことによる就職への影響、または、友人たちとコミュニケーションを取る時間がないことにより、友人関係への影響などがあり、そして、そういった状況から、昨日も赤木議員と市長のやり取りにもありましたけれども、結婚に対する問題も出てきます。家庭にいいイメージが持てないとか、自己肯定感が低いとか、それから家族が理由で破談になるおそれなども抱いており、結婚に対しても消極的になる傾向があり、そしてまた、家を出たいと思うがために性急に結婚をしてしまい、失敗するというようなケースもあるようです。そうなってくると、社会的な損失というものも膨大なものになると考えております。

かつての自分 혹시したらヤングケアラーだったのではないかという認識を持ってもらい、正しい支援を受けることも必要だと思っております。そうしたヤングケアラーの成人後の相談と支援の体制について、何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山川議員の再質問にお答えいたします。

成人後のヤングケアラーの方の成人後も引き続けているというようなことで、その後の支援体制ということだと思っておりますけれども、成人後につきましてはなかなか難しいところもございますけれども、その辺も今後の新しいこども家庭センターのほうでも研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 少なくともないと思っておりますので、ぜひ研究を続けていただきたいと思っております。

今回、動物愛護しかり、ヤングケアラーしかり、法律や条例、そして、支援の枠組みをつくることで、これまでないがしろにされてきた権利を守ろうという取組は、今後も政治の場でしっかりと推進しなければならないと改めて感じております。

ヤングケアラーについては、今後、支援のための法整備についても国会において議論されることを期待しております。法をつくることに関しては、例えば、障害者の権利を守ろうという考えは障害者基本法によって規定され、かつては、僕たちの子供の頃は障害者に対する差別用語がありました。そうした言葉は今ほとんど聞こえてきません。聞いたことがない子供もたくさんいるのではないのでしょうか。それでも見えない差別はあるかもしれませんので、そのことについても差別をなくすことについては強く訴える必要があると思っております。

あるいは、また別の法についてですが、愛煙家には肩身の狭い思いをされていることとは思いますが、受動喫煙防止法がなければ、今、この議場にもそれぞれの席に灰皿があってもおかしくないと思っております。ほかにも、国境離島という概念も法の制定によって確立されたと思っております。今後、「昔は動物の殺処分があった」とか「ヤングケアラーという言葉があつてね」とか、

次世代の人に昔話をする、そういう時代を政治がつくっていくことは可能だと思っております。

動物に関しては、動物嫌いの人もいらっしゃいますので、その人たちの声も無視することなく、共生の世界をつくっていかねばならないということは付け加えておきたいと思っております。

以上、市民の皆様にも、そうした共生の社会を共に考え、つくり上げていきたいと思いますということを訴えまして、私の一般質問を終わります。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時42分休憩

午前10時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口が一般質問を行います。

第1は、壱岐クリーンエネルギー株式会社が行った寄附金行為に対する質問をいたします。12月会議に続き、市長の政治姿勢を問うことになりました。市長、誠実な答えを期待しております。

壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市が資本25.5%を出資している第三セクターであります。その第三セクターが寄附金行為として、政治資金規正法第22条にある第三セクターは政治活動に関する寄附をしてはならないとしている。ところが、壱岐クリーンエネルギー株式会社は、自民党壱岐支部に60万円の寄附を行いました。明確な政治資金規正法違反であると考えます。この点で市長は、この問題での責任をどうお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えいたします。

総務省が示す第三セクター等の経営健全化等に関する指針によりますと、第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものであるとされております。すなわち、第三セクターであ

る壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市とは独立した会社であり、自主的・主体的な健全経営に取り組むことが原則であると認識しているところであります。

その上で、今回の壱岐クリーンエネルギー株式会社の寄附行為につきましては、その内容を事前協議する取締役会等も招集されておられませんし、決算書においても知り得ない状況でございました。一方で、同指針には、地方公共団体は、関係する第三セクター等の現在または将来の経営状況や資産、債務の状況について、適切に把握を行うことが必要であるとされ、第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要であると示されております。

この点において、市として経営状況等の適切な把握、特に今回は寄附先の把握になるわけですが、不十分であったことについて反省するところであります。今後、同社の取締役として、経営の公共性や公益性が担保できるよう、また、市民の皆様から疑念を抱かれることのないよう適切に指導・改善を求めてまいります。

なお、今回の問題につきましては、刑事告発がなされておりますので、警察の捜査の推移を見守りたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 壱岐市長白川市長は、壱岐クリーンエネルギー株式会社の取締役であります。会社の経営責任の一端を担っている。このことは認めていらっしゃると思います。

ただ、この政治資金規正法の違反の点では、代表取締役の中原氏が犯した罪だというふうになるのは理解できますが、今回の中原氏が行ったミスがあったから1月30日に訂正を行ったと、このようなことで事を済ますことはできないというふうに考えるわけです。

とりわけ、壱岐クリーンエネルギー株式会社は、壱岐市に対して正式に監査した結果を議会に報告して、そしてその中で、議会の中で自民党壱岐支部へ60万円の寄附があったということを正式に報告しているわけですから、それを議会が認めた、このようなことですので、ミスがあった、訂正をして済まされないと、そういう点では市長は確認できるん（……）。ミスがあったからそれで済ます、そういう問題ではないという認識は、市長は持っていらっしゃいますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） これは2点目の質問だと思っております。市民への説明とその責任を明確にするべきということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、壱岐クリーンエネルギー株式会社は壱岐市とは独立した運営の会社であり、自主的、主体的な健全経営に取り組むことが原則であると認識しているところでございます。

このような中において、令和5年2月4日に臨時取締役会議が招集され、今回の寄附行為について当社の経営責任者である代表取締役から、これまでの経過説明並びに寄附金に関する振替処理の修正が完了し、謝罪の意を示す文書を報道機関宛てに送付されたとの報告を受けたところがあります。

振替処理を行ったことにより壱岐クリーンエネルギーは、結果として帳簿上、寄附はしていないこととなりますけれども、当然のことながら寄附をした事実は消えることはありません。

繰り返しになりますが、市としましては、第三セクターの経営状況等について適切に把握を行うことが必要であり、これまでは不十分な点があったことは先ほど申し上げたとおりであります。

今後、このような事案が発生しないようにするために、株主として定期総会等で詳しい内容説明を求め、市民皆様の理解が得られるよう適切に監督していきたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ミスでは済まされない行為であるということで、今後このような寄附行為がないよう求めたいということですが、刑事告発、私行いたしましたので、今後刑事的にも何らかの動きがあるということで、その上で壱岐市の対応をまた求めてまいりたいと思います。

第三セクター、独立した機関であると言いながら、民間の企業ではないわけでありますから、そういう意味ではしっかりとした壱岐市の監督責任がなければならないというふうに思います。その点で極めて不十分な経営がなされてきた、それが続いてきたというふうに考えるわけですが、その中で一つ、白川市長は取締役として報酬を受け取っているということが議会の中で分かりましたが、この点ではいつから取締役を務め、報酬はいつからもらっていらっしゃるんですか。お答え頂きたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 取締役として報酬を頂いております。その始期につきましては、市長になりましてから前市長との交代ということで取締役役に就任いたしましたので、その就任の日からということで、正確な日付まではちょっと覚えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そういう意味では長期にわたって取締役を務め、報酬をもらい続けているということでもありますね。では一方でふるさと商社、一般社団法人であります、これも第三セクターとして壱岐市が関わっている法人だと思えます。株式会社と社団法人とは違うことはありますが、このふるさと商社の代表理事は副市長の眞鍋さんであります、眞鍋さんは報酬は受け取っていらっしゃいますか。この点をお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、以前も議会の中で質問された方もいらっしゃいましたけども、私は一切の報酬は受け取っておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。報酬を受けてみえないということは私も確認しました。

このように同じ第三セクターでも、市長は長年にわたって報酬をもらっている。一方で、眞鍋副市長はもらっていない。この点で、私は第三セクターであるという総務省が出している資料見ましたが、報酬についてはやっぱりもらうべきではないというふうに考えますが、この点での市としての第三セクターでの報酬支払いについて、この違い、どのようにお考えですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと商社につきましては、企画振興部のほうで担当をいたしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと商社につきましては、第三セクターということではなくて、100%市が出資をしているというような法人でございまして、その観点からクリーンエネルギーとは異なるということで、副市長のほうは辞退をされているということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 資本出資比率が100%だから報酬をもらわないんだと、25.5%で低いからということで報酬をもらうんだと、その理屈はないと思うんですよ。そういう点ではやっぱり統一すべきであるというふうに考えますが、その辺りはどうなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げましたとおり、ふるさと商社については第三セクターではございません。100%壱岐市が出資をしたものでございますので、明らかにそこは違うということとなっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

今企画振興部長が答弁した中で、ふるさと商社については第三セクターではないと。ただ、議員おっしゃる市として、その分を市長として受け取ることがいかなものかという意味の質問をされておると思います。第三セクター等につきまして、その辺の関わり方については、他市の例によれば一定のガイドライン、基準を設けたところもございます。現在、壱岐市としてはそのの

分についての整備は行っておりませんし、今まで経過として報酬をもらってきていらっしゃるといふことについては、何ら問題がないと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 第三セクター、壱岐市が一定の資金を出資して、経営を支援もしくは経営に携わっているということで行くと、税金が投入されているわけです。そういう導入されている企業が、その利益の中から一定の報酬を払っているということで行くと、やはり税金の還流になるのではないかな。そういう意味で市民から本当に理解が得られるのか。市長が取締役として、そこに会社の経営に携わりながら報酬も受けている。そういう点で理解が得られるのかという点をやっぱり考えなければならぬと思います。

とりわけ今回の問題で、第三セクターであるという、そこに取締役として白川市長が座っていると。そういう意味で市民からとったら、市長は公正で開かれた民主的な姿勢を発展のために寄与しているのかと。そういう壱岐市政治倫理条例の疑惑を持たれる、そういうことにもつながりかねないし、ましてや市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならぬと、こういう政治倫理条例に対してもやっぱり考えざるを得ないと。

それから、壱岐市基本条例には、市長は公正かつ誠実に市政を運営すると、そういうふうにしてあります。そういう点でも今回のことは、公正、誠実に市政を運営したことになるかと、そういう疑問を市民から持たれかねないことだと私は思います。

とりわけ壱岐クリーンエネルギー会社が、自民党壱岐支部に対して違法な寄附をしているということに対して、信頼を失うことでもありますし、そして議会の中で言いましたが、株式会社なかはらのホームページを見ると、まさになかはらの会社というふうな位置づけのホームページになっていると。こういう会社の実態を今後も続けるのかと、市長のそういう報酬の件、それから会社の件ですね。そういう面で、第三セクターの役割が何なのかと、もう一回確認しながら、今後壱岐クリーンエネルギー株式会社をどうしていくのか問われているのではないかなと。

とりわけ第三セクターは、住民の暮らしを支える事業をやるんだと。それから公共性、公益性が問われる企業なんだと、こういうふうに総務省も位置づけていますが、そういう面で今回のクリーンエネルギー株式会社、極めて公共性、公益性の点でも、それから運営の点でも問題があるというふうに思います。

その点でこれまで、ちょっと伺います。壱岐クリーンエネルギー株式会社、現在の経営状況は壱岐市として正常な経営がなされているのかという点で、どのような見方をされているのか。健全なのか、健全じゃなくてちょっと問題があるのか。

そしてなおかつ、第三セクターとして税金が投入されて運営されてきた長い20年ぐらいの歴

史がありますが、収益を住民サービスに還元したと、そのような例はこれまでにあるんでしょうか、その点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社の経営は健全かという御質問でございます。健全でございます。なぜならば、今回リニューアルをして更新をしております。7億円程度の借入金を持って風車のほうを更新したわけですが、当初その更新の折に計画をしておりました経営についての計画の中で、3年目で黒字化を目指すという計画を立てられておまして、そのとおりに今黒字化になったところでございます。

市民への還元につきましては、直接的にそれが還元されたという数字的にはございませんけども、地域の自治公民館等への支援、寄附もございまして、そのへんで徐々に還元されていくものと思っております。強いて言えば最終的には、株主としての配当等がなされれば、その分で還元が達成できると思っております。

それと、先ほど議員御指摘の市長の報酬、そして取締役の件についてでございますけども、基本的に政治倫理とかその辺の内容に抵触する部分ではございませんで、市長の兼業の禁止規定は地方自治法142条に規定をされておりますので、そこでの判断をお願いをしたいと思います。

それと、株式会社なかはらのホームページについて前回質問頂きました。それに対しましては社長のほうに口頭、電話で申入れをいたしまして、議会で誤解を招くような質問を頂きましたと。そういうことで改善の検討をお願いをしたいという申入れはさせていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市長が兼業規定には当たらないというのはそうでしょう、それはいいんですが、総務省が出している第三セクターへの職員の派遣とか役員の派遣については慎重であるべきだということを言っております。そういう点で市長が長年、慣例みたいにと取締役として座って、そして報酬ももらっていた。ところが一方で、配当がないままずっと来ているわけで、そういう面で市民が、市長が報酬70万円をもらっている、こういうことはやっぱり説明がつかないと。

そして今回のような不正な寄附が行われたと、そういうことが重なれば、市長として取締役として座っているわけですからね。そういう面では倫理条例に関わるし、基本条例に関わる、そういうふうを考えるべきだと、関係ないというのは全く問題だと思います。

そういう意味で、今後この第三セクター、壱岐クリーンエネルギー株式会社、芦辺町時代に設

立されてそのまま続いておりますが、公共性、公益性の問題で今後このまま続くのか、それから体制についても白川市長がこのまま代表取締役として座り続けるのか、その辺りの会社の在り方含めて検討が必要であるというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 第三セクターとしての壱岐クリーンエネルギー株式会社の今後の経営の在り方を検討すべきだという御質問であります。

壱岐クリーンエネルギー株式会社は、主として風力発電事業を行うため、平成11年度に旧芦辺町と株式会社なかはらとの第三セクターとして設立された企業であります。

発電事業は公共性、公益性が高いとの観点から、設立当初の風力発電設備については、現在の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOでございますけれども、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金を活用いたしまして、補助金が2分の1になる条件であります自治体の出資比率50%以上を満たすために、旧芦辺町が出資比率の半分以上の51%を出資して設立されました。その後、平成23年に当社の財務体質の強化を図る必要があったために株式会社なかはらが増資を行ったことで出資比率が変化し、株式会社なかはらが74.5%、壱岐市が25.5%の出資比率となったところであります。

この出資比率につきましては、当時、増資に関して補助金を所管するNEDOに交付済み補助金の取扱いを確認いたしましたところ、既に12年を経過して事業が終了しているため、自治体の出資比率が50%を下回った場合の補助金の取扱いについては特段の規定はないとしながらも、自治体が関与している事業として出資比率25%以上を確保することが望ましいとの見解が示されたことから、現在まで25%以上、25.5%でありますけれども、出資比率を維持しているところであります。

令和元年には、耐用年数を経過した風力発電設備を更新して風力発電事業を継続していることから、今後も当面は第三セクターとして経営を続けてまいります。当初の補助金交付から20年以上が経過し風力発電設備自体も更新されておりますことから、再度NEDOの見解等を確認した上で、壱岐クリーンエネルギー株式会社について市が関わる第三セクターであることが適切かどうかを含めて、経営の在り方について、また、先ほど申されました私の取締役の立場についても、協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の問題、寄附金のことから起きた、この壱岐クリーンエネルギー株式会社の在り方について、今後検討するということですので、しっかり市民の立場で市民の利益が十分保障される、そういう会社の経営の在り方をしっかり検討していただきたいというふうに思います。

では次に、3点目の質問に移ります。学校給食に有機米、有機野菜の使用についてお聞きします。

SDGsでは、持続可能な農業の促進を目標にしています。また、農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定しています。環境と調和の取れた食料システムの確立を推進するとしています。有機農業の面的な拡大に向けた生産から消費までの一貫した取組を地域ぐるみで進めるよう、市町村への支援を強める方針であります。

その点で壱岐市は、この有機農業の拡大推進を図るべきと考えておりますが、どのような考えで進めていらっしゃるかお聞きします。

そして、今後、有機農業の拡大の進展の中で学校給食への有機野菜の使用の取組の方向は、お持ちかどうかもお考えをお聞きします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 次に、3番目の御質問の有機農業の推進につきましてお答えをいたします。

これまでの国の農業政策は、ほとんどの農家が農薬や化学肥料を使って作物を育て、結果、効率的で収量増大を目指した昔から行われてきた農業、慣れる行うと書きまして「慣行農業」と言いますが、それを念頭において進められてきておりました。しかし、国連の定めたSDGs、持続可能な開発目標が象徴するように、世界では環境配慮型の産業への移行が大きくなるとなっております。

そこで国は、環境に配慮し、持続可能な農業を実現するのが目的で、化石燃料を使わない栽培や施設、農業機械の開発、農薬の使用量の削減など多くの目標を打ち出し、有機農業の推進に取り組む方向とした、みどりの食料システム戦略を策定いたしております。

今後の有機農業の展開につきまして、産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を進める方向性が示されており、2040年までに有機農業に関する技術の確立を2050年度までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに相当いたしますが、そこまで拡大することを目指すとされております。

長崎県におきましても、令和4年12月に長崎県みどりの食料システム戦略ビジョンが策定され、環境負荷低減に関する基本的な方向、方針が示されたところであります。

そのような中で本市では、環境問題への関心が高い農家で現在は5名の農業者が有機農業に取り組んでおられ、264.8アールの面積で、イチゴ、メロン、ミニトマト、水稻、野菜栽培などに取り組んでおられます。

また、本年度、壱岐市スマート農業推進協議会が事業主体となり、水稻、アスパラ、飼料作物におきまして、今後の環境負荷低減のための実証事業を実施をいたしております。

さて、有機農業の拡大・推進を図る考えはあるかとの御質問でございますが、現実的には広い農地で効率的に、そして多収量の有機農業ができる技術は確立されておられません。

また、温暖で湿度の高い日本の気候の下では病虫害や雑草が発生しやすいとされており、病虫害を早期に発見する技術や除草ロボット、病気に強い品種の開発などの課題に対応していく必要があります。

また、農薬や化学肥料を使わないと天候などの影響を受けやすく、作物の形や大きさがふぞろいとなり、規格外の作物は通常より安価となり、一方で値段があまり高いと消費者の購買に結びつかず、有機農業は広まりにくく手間がかかるため、いかに価格を抑えるかが大きな課題となっています。

農業者の所得向上を考えたとき、栽培面でハードルが高い有機農業だけではなく、まずは化学農薬、化学肥料の低減など環境負荷を軽減する環境保全型農業への取組を推進、拡大することが栽培技術の革新や省力化にもつながり、みどりの食料システム戦略の目指す姿に近づけていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） はい。塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の質問にお答えをします。

学校給食への有機米、有機野菜の使用の取組を進める考えはあるかとの御質問ですが、現在の給食実施の状況等について御説明をさせていただきます。

まず給食は、主食、牛乳、副食の3つから構成をされています。主食、牛乳については長崎県学校給食会との契約、副食については長崎県学校給食との契約と市内商店や農家の登録制になっています。農家等の登録制については、登録の期間を8月1日から翌年の7月31日までの1年間としています。物資を納入したい農家・業者は、毎年申請をし、壱岐市学校給食運営委員会内の物資検討委員会の承認を得て登録となります。

できるだけ地産地消の観点から壱岐の食材を利用するようにしており、壱岐で調達できない物資を長崎県学校給食会より調達しています。特に野菜については、登録農家を主に食材の納入をしてもらっております。登録農家が出荷できない場合、登録業者の輪番制で納入している状況です。

議員御質問の有機米、有機野菜の使用の取組ということについては、有機野菜は農林水産

省で定められた認定基準を満たしたJAS規格に適合するものとなっています。認定を受けるにはいろいろな要件があり、栽培に手間がかかることから生産者が少ないと聞いております。

給食センターで使用する野菜の量は1日当たり350キロ程度にもなりますので、有機野菜の使用については量の確保が難しい状況であります。

また、有機野菜の使用となれば通常の価格よりも高くなるため、給食費にも影響してくると思われれます。給食センターでの取組として地産地消を推進する観点から、使用する野菜の種類、年間使用量等を登録農家に御提示しながら作付計画等の検討をお願いしているところです。

また、登録農家がどのような野菜を作付しているのかリストを提供してもらい、献立に使用できる野菜についてはできるだけ使用しながら、地産地消に取り組んでいるところでもあります。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 有機農業についてですが、昨今の食料価格の値上がりの中に、原因は海外からの食料の輸入が高くなって国内生産が必要になってきている。それから、飼料代や肥料代が値上がりしている、これも海外からの輸入が滞っていると。このような状況の中で、一層有機農業の推進が問われているというふうに私は思うんですね。

とりわけ壱岐の場合、農畜協力して畜産で出ている牛ふんを肥料として使う。それを農業で米とか野菜に使うと。この循環を進めるには最適の農業の立地条件を備えているのが壱岐ではないかなと。そういう意味で壱岐は特にこの有機農業の推進を図るべきだというふうに、そういう立場が必要ではないかと思うわけですね。

様々な手間がかかる、いろいろふぞろいだという理由がありますが、もろもろの今の状況の中から進むべき方向はやっぱり農林水産省が進めている、この肥料をできるだけ抑えて、それから農薬も抑えてと、そういう方向だと思うんですが。今年の予算の中にこの有機農業の予算案というのは入っているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

今年の令和4年度の中の有機農業の予算ということですが、有機農業に特化した予算としてはなっておりません。しかしながら、通常の一般的な農業振興の中の予算では使用できる形になっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国のほうも、みどりの食料システム戦略推進総合対策ということで、もろもろの予算が設定されているので、やっぱり今年第一歩ということも含めて、有機農業

の推進の方向をぜひ壱岐としてもしっかり検討していただきたいというふうに思います。

給食になぜ必要かという点でいくと、やっぱり子どもの健康面ですよね。政治で子どもの健康をしっかり支える。そして、壱岐の子どもにいいものを食べさせて、健康で健やかに成長させていくんだと。そのためには一定のお金がかかるかもしれないけども、健康を第一に考えたらかとということですよ。

とりわけ今の子どもたち、アトピーとか食物アレルギーなんかが問題になっておりますし、それから発達障害も最近増えているというような事態がよく耳にします。40年前はアトピーも食物アレルギーもありませんでした。ところが最近になってこういう状態出ていると。発達障害の急増も農薬やPCBなどの有害環境物質の暴露によって起きているのではないかという研究成果も、報告もあるぐらいですので、そういう点で子どもたちに健康な食品を与えると、その立場で給食に有機野菜、有機米を利用したらということふうに考えているわけですが。

とりわけ全国的に先進を行っているのが千葉県のいすみ市というところで、有機米を100%給食に利用しているという市があるんですが、この点でいすみ市の取組は把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

いすみ市の状況については、ホームページ等で拝見をさせていただいているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この町では農家と協力して有機米を作って100%給食に取り入れていく。これは市長が率先してやろうということで一気に進んでいる市なんですね。ほかにも全国123の自治体で、米じゃなくて野菜とか野菜の中でもニンジンだとか限られたものですけども導入しているというのもあります。

そういう意味では、今の状況の中で健康な子供を育てるために安全な野菜を子供たちにまず給食で進めるという点が、やっぱり大きな保護者の願いとして全国的にも広がっている。ぜひそういう意味で壱岐SDGsということで先進を走っていくわけですから、ぜひ頑張ってくださいなと、市長にはそういう先頭に立っていただきたいと。

このいすみ市の取組のやっぱりいい点というのは、結果としてよくなったのは、有機農業で米を利用するようになって有機農業をする面積が増えた。それから田んぼとか住民環境が、生物が増えて自然環境がよくなった。いすみ市で子育てをしたいということで移住者が増えた。有機農業をそしてやりたいと、そういう若者が入ってきているということですね。こういう市民のために頑張っている市政、市長に対して信頼が高まっているということをおっしゃっているわけですよ。

ね。

そういう意味では、壱岐市も国が進めるこのみどりの食料システムの最先端を取れば、私はこの壱岐がやっぱり農業で食べていける、そういう自治体として変わっていける方向がここにあるのではないかなというふうに思うわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま山口議員の質問でございますけれども、壱岐は第1次産業の島でございます、今山口議員が御提案の点も十分考慮すべきだと思っておりますけれども、あくまで壱岐市の農業振興計画はJ A壱岐市と十分連携を取ってしておるわけです。有機米だけではないわけでございますけれども、SDGs、そういった方向で今の山口議員の御意見も踏まえて、J A壱岐市、農協長及びいわゆる生産部会等々にもお話を持っていきたいと思っております。こちらが幾らやるやる言うても、実際に農家の方々の御理解を頂かなければなかなか進んでまいりません。その辺はどうぞ御理解頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今後の今の肥料、農薬が健康にも、それから物価の上昇で農家の経営にも多大な影響を与えている。農薬や化学農薬の軽減を国も県も言っている。とりわけその先ほど言われましたように、県のほうもみどりの食料システム戦略ビジョンという、こういうビジョンの中に有機農業の推進をうたっているわけですね。ですから、その点で、もういすみ市の例のように、やっぱり市長のお考えがかなり大きいと思いますので、ぜひこの状況の中でどういう壱岐の農業を推進していくのか、その点でのリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

最近私、沼津の刈田院のところで草刈り作業をやりましたが、川を見て、フナ、メダカ、カエル、一切いないんですね、川の用水に。僕らが小さいときは、稲刈りや田植えに行ったら、もうフナ釣りはする、カエルは捕まえる、そういうふうで、もう自然豊かであったと、そういう環境が、今は全くなくなっているということですよ。

有機米の取組では、兵庫県の豊岡市ではコウノトリがやっぱり住み着いて環境の中で生きていけるよということ、農薬や化学肥料を使わないよということ、自然環境を取り戻しているという例が、こういう例は全国にどんどん広がっている、そういう環境を守る、子どもの健康を守るというね、それこそ持続可能な世界をつくるという点で、この有機農業、小規模でも力を合わせればできることは幾らでもあると思うんですね。

ですから小規模農業が多い壱岐市でのやり方、それから川に魚、フナとかいないという状況が、昔いっぱいいたのがいなくなった。それから刈田院でも川が下りていって湾の中に入って、昔はボラがいっぱいたんですよ。そのボラの姿も見えなくなっていると。川、それから陸上の

環境の悪化が、やっぱり海の環境悪化、これは磯焼けの一端にもなっているんじゃないかなと、そういう面も含めて壱岐の今後の環境、農業の点で、やっぱり広く見て施策を進めていただきたいということを最後にお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時38分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告にしたがいまして、7番、植村圭司が一般質問させていただこうと思います。

今日は、3つの質問を準備をしております。

最初に、精神科入院病床について、2番目に壱岐空港について、3番目に市長が申されましたエンゲージメントということで、施政方針に当たる内容についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、精神科入院病床ゼロへの対応はということで質問させていただきます。

先月2月末日をもちまして、壱岐島内の精神科病棟の入院ベッドが、全て休床になったと理解をしております。つまり、今後精神科にかかって、壱岐島内では入院が難しくなっているということだと思いますけども、患者さんはもとより、御家族など関係者皆様の御負担が心配されます。

そこで、県や関係機関に対策を求める必要があるのではないかと考えております。

そこで、壱岐島内の精神科病床のこれまでの市民病院設置時からの経緯と、今の現状状態、そして、壱岐市で今後考えられる改善策をお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 7番、植村議員の質問にお答えいたします。

精神科病床に関する、市民病院設置時からこれまでの経緯ですが、平成17年4月に新壱岐市民病院に精神科病床70床が確保されましたが、平成23年7月に休床となり、翌平成24年

7月に、旧かたばる病院との合併により、精神科病床を70床から50床に減らし、慢性期疾患の入院患者を受け入れております。

また、平成27年4月の長崎県病院企業団加入に当たり、精神科病床50床の早期再開に向け、長崎県と長崎県病院企業団へ要望を行っております。

その後、大きな動きはなく、令和2年3月に長崎市において、長崎県、病院企業団、市の関係者で、精神科病床再開の要望に向けた面談が行われております。

令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、進展はなく、令和4年9月に壱岐病院と情報交換を行い、課題等を再確認したところでございますが、本年2月に、市内で唯一の精神科の入院先である民間病院が、2月末で精神科病床を休床する旨の発表があり、入院患者の受入れ先などの確保がなされたと伺っております。

これにより、市内の精神科病床は、3月から全て休床となっており、市内の精神科医療は、長崎県壱岐病院において、九州大学病院から日帰りで非常勤医師1名による外来診療のみが行われ、入院が必要となった場合は、精神保健福祉の調整機関である壱岐保健所と受入れ先病院の連携の下、市外への入院調整が行われております。

また、壱岐市の精神科入院患者数は、令和4年6月30日現在48人で、市内11人、市外37人となっております。

今後の改善策としましては、精神科病床再開には、精神科医師2名の確保や看護スタッフなどの人材確保が必要となります。

しかしながら、全国的に不足する精神科医師の確保は大きな課題であり、今後の方向性や役割分担などを含め、引き続き、地域医療確保の観点から、長崎県や長崎県病院企業団、壱岐保健所と連携を図ってまいります。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。平成24年7月、ここで70床から50床に減った後に、平成27年4月に休床になった後に再開の要望があったということで、その後、時間が経過してまいりまして、最近の民間の休床に伴い、壱岐病院では、壱岐島内ではゼロになったと。今後は人材確保は難しい。そして、県、国、保健所と連携してまいりますという答弁であったかと思えます。

ちょっと調べたんですけども、壱岐市のほうでは、障がい福祉計画（第6期）というのをつくってございまして、これが、計画が令和5年度までとなっております。この中でも、精神科における早期退院ということを目指してございまして、退院率を指標としました目標ということ掲げております。

ここでいう退院率といいますのは、やっぱり、その病院に入院をしている方がいらっしゃるということが前提でありまして、壱岐市のほうでも入院というのがあり得るということを想定しております。

そして、先ほど、壱岐島内の話として、令和2年の48人という話でございました。島内で11人、島外に37人の方が、今、壱岐島内の関係者で精神科のほうで入院している。かかっていらっしゃる。

調べましたところ、五島は、例えば67人いらっしゃいまして、そのうち60人の方が島内、島外は7人、対馬が36人で、そのうち島内が13人、島外が23人、上五島に至っては全員島外で、佐世保市と長崎市のほうに入院をされているということでございました。

このままいきますと、壱岐島内におきましても、この上五島のように、全員が島外、福岡とか長崎とか佐賀とかというふうになってくると思うんですけれども、そちらのほうに入院をしないといけなくなってくるのかなという状況だと思います。

私としましては、なるべく、この状態というのは早く脱して、島内において入院ができる状況、環境を整備すべきだというふうに考えております。

このために壱岐市が何ができるのかというふうなことで、今、お伺いしているところなんですけれども、県、国、保健所の連携が必要だということでございました。その連携というのいろいろあるかと思うんですけれども、具体的に、では何をするのか、できるのかということをお教えいただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

2月末の休床を受けまして、既に壱岐保健所、それと医師会の方々、それと関係者のほうで、壱岐病院へのお願いと長崎県への課題等を含めた要望を行っておられるところであります。

先ほど来、申し上げておりますように、やはりネックとなる部分は、医師の確保でございます。これにつきましては、全国的に精神科の医師が不足をしている状況もございます。

そういった部分を、まずクリアしながら、早期の再開をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 今、医師不足のお話でございました。現実的に医師不足というのは、まさにそのとおりで、全国的に手が足りないという話です。

ここに至って、医師不足についてはお願いをするというふうな立場でございますので、まさに、やっていらっしゃることは正しいと思います。

その中で、やっぱり医師不足が解決するということはあり得ない話なのかなと、すぐに全国的

な話の中において、「はい、分かりました」ということは、なかなかあり得ないと思うんです。これを早く打開したいという思いがございますので、島民の願いといいますか、熱望する気持ち、そういうのを伝えていかないと実現しないんだろうと思うんです。

それをするには、やはり、壱岐市を代表する市長であるとか、市の幹部の方々の働きかけ、こういったものを積極的にやっていかないと、伝わっていかないんじゃないかというふうに思います。

そこで、市長にお伺いします。この問題に対しまして、壱岐市はどういうふうに対応しているかと思っておりますか、市長の御決意をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の御質問にお答えします。

この医療の問題につきましては、御存じのように、長崎県下内で医療圏というのがございます。今、7つかな。7つの医療圏がございまして、壱岐医療圏が独立をしているんです。

そういった中で、県も市も、特に精神科病床につきましては、ずっと一生懸命協議を重ねてきております。そういった中で、やはり一頃は、入院の中で措置入院というのがございまして、精神科医が2人いる。なおかつ1人は、指導的立場の医師でなければいけない。そういったもろもろの点につきましても、ずっと協議を重ねてまいりました。

私も、担当といいますか、内容、このくらいは存じておるわけです。それほど県も一生懸命になっていただいています。壱岐病院も一生懸命になっていただいています。

そこで、今おっしゃるように、陳情と申しますか、そういった民意を、旗を上げていくという、それも一つの方法かもしれませんが、私はそうではなくて、一体、その旗を上げて一生懸命わーわー言うても、私は実際にできないものはできないわけでございまして、我々は行政が怠っているというようなことはないということを自信を持って申し上げたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 怠りがあるというようには思っていないんです。やっぱり難しい問題ですから、解決が非常に難しいということで、今、このタイミングは2月末から起こっている話ではございますが、そもそも、壱岐病院の休床というのは、10年前に始まっている話でもございます。しかも、その間、復活させようといった努力もあったことは当然でありまして、しかも、それを認めるところでございます。

ですから、これが発端となりまして、今後、上五島のように、ずっと長い間、島外に行くしかないといったようなことは避けていきたいと思えば、やっぱり壱岐島民の熱意、願いを、ぜひとも県と関係機関、壱岐病院さんに分かっていたらきたいという活動をしていただかないといけないのかなというふうに思います。

そうすると、やっぱり時間的にも、余りにも放置しておく、このまま、またズルズル行きますので、なるべく早い段階で願いがかなうように、何とか努力をしていただきたいというふうをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います、ここです。この件につきましては、ぜひとも積極的にリードをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

壱岐空港のお話なんですけれども、壱岐空港の整備方針の早期決定をということで質問をさせていただきます。

壱岐空港の整備につきましては、毎年、県知事要望等を行いまして、県知事からは難色を示され、進展がほとんど見えない状態だというふうに理解をしております。

一方で、平成29年4月に空港土木施設の設置基準の改定というのがありまして、平成31年4月には航空法省令の改正で、国内の全空港、壱岐空港を含みますけれども、国内の全空港で滑走路端安全区域と言いまして、RESAとも言いますが、滑走路の両端です。そこにありますオーバーラン対応の滑走路安全区域が、今、短いということで、90メートルまで伸ばしなさいという省令に変わっております。

そのことによりまして、令和8年度末までということですので、あと4年うちに、この滑走路端の安全地域を拡大しないといけないということで、今、全国の空港が動いているところと承知をしております。

具体的には、オーバーランがしたときに、滑走路の両端90メートル以上を確保しないとイケない。壱岐空港については、過去にもセスナ機が滑走路を通り越して、柵を越えて転覆するといったようなこともございました。

こういったことの対応のために、オーバーランの対応のために安全帯を設けなさいということで、今、全国で動いているところです。

この対策としまして、3とおり国が示していまして、用地の拡張、滑走路の移設、次にアレスティングシステムといいまして、ちょっと工事を施して飛行機が滑走路から始めるときに減速させるシステムというのを造るか、もしくは滑走路の延長変更をなさいということで、最悪の場合、滑走路を短くするといった対応もしないといけないといったことが決められているようでございます。

これに乗じまして、例えば兵庫県の但馬空港でありますと、今、1,200メートル滑走路ではありますけれども、これは2,000メートルに伸ばせるんじゃないかというふうな方針が決めあつたように確認をしております。

ところが、最近の新型コロナによる需要低迷で、この2,000メートルという計画が、今は立ち消えになっているという報道がございました。

壱岐空港なんです、このRESAですね。この滑走路端安全区域の対策対象となっておりますので、何らかの措置を、令和8年度末までにしないといけないということになっております。

その対策内容を、県管理でございますから、県が近い将来示すものと推察をしておりますけれども、この空港の整備について、現実的な判断を迫られる可能性が高いんだらうというふうに思っております。そして、この対策をどのように考えていらっしゃるのかを質問いたします。

そして、そもそも空港の施設整備につきまして、国のほうで平成15年に、一般空港の個別新規事業の取扱いについてという通達を出しております。並びに一般空港の滑走路新設、または延長事業に関する整備指針ということも示しております。

その指針を見ますと、事業評価項目がございまして、事業の必要性、候補地の比較、計画の妥当性、事業の実現性、そして事業の効果を必要としているようでございます。採択要件にそういった項目を必要としております。市はその整備にもまだ手がついていないのではないかとこのように考えております。県知事要望も大事でございますが、市としてできることにまず手をつけて、市の努力を具体的に見せない、県と国は動かないのではないかとこのように思っております。

その点につきまして、どういうふうな考えであるかをお伺いいたします。今回のRESA対応が一つの契機となりまして進展をするということを期待して、質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の質問の、壱岐空港整備方針の早期決定についてお答えをいたします。

まず最初に、壱岐空港自体は県の施設であるということ、まず申し述べておきます。

植村議員、御指摘の滑走路端安全区域（RESA）、これでリーサですが、航空機が滑走路を走り越す事故であるオーバーランや、滑走路の手前で着陸する事故であるアンダーシュートといった事故を起こした場合に機体の損傷を軽減し、人命の安全を図るため、着陸帯両端に緩衝区域を設けるものですが、平成29年3月に、国から滑走路端安全区域（RESA）整備に関する指針が公表され、令和8年度末までに、地方管理空港を含む全ての空港で、新基準によるRESAを確保することとする方針が示されました。植村議員が御説明のとおりでございます。

壱岐空港の滑走路長は1,200メートルであるため、両端に90メートル以上、滑走路端安全区域が必要とされておりますが、現在は両端を合わせて45メートルしか確保されていない状況となっております。片側のほうが、筒城側が10メートル、反対側が35メートルということでございます。

ちなみに、対馬空港や福江空港も、同様に国の基準は満たしていない状況となっております。

このことについて、壱岐空港の管理者である長崎県からは、これまで本市に対して概要や方針に関する説明などはございませんでしたが、植村議員が県に対しお問合せいただいたこともございまして、2月28日に長崎県公安課が来庁され、初めて説明をお聞きしたところでございます。

その内容としましては、壱岐空港の滑走路長1,200メートルの場合、90メートル以上のRESA区域が必要となり、経過措置が設けられているものの、令和8年度末までには、少なくとも工事着手する必要があるとのことでございました。

また、県としましては、本市からの知事要望において、平成28年度から滑走路延長に関する要望を受けていることもあり、RESAの配置と滑走路延長が密接に関連していることから、これまで話ができておらず、今後、壱岐市とも調整をしながら進めたいとの内容でございました。

本市といたしましては、議員御指摘の空港整備指針の評価項目もございしますが、まずは、現在の場所での滑走路延長のための調査費用について、RESA対応も踏まえた上で、どの機種でも離発着できる、最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、県に対し強く要望の申入れを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 今後も要望を続けていくということでございました。この要望を続けるというのは、やらないといけないと思います。今後も、滑走路延長の実現のために、要望はやっていく必要が絶対にあると思います。

あとは、その内容なんですけれども、今回、そのRESA対応で着工しないといけないということが決められていますので、税金を投入して、滑走路に何かしらの工事がされるのであろうと予想されます。

ただ、あの空港を見たときに、海のほうに出すものなのか、陸側のほうに伸ばすものなのか、その辺がまだはっきりもしていない。この状況で要望を出したときに、やっぱり地元で固まっていないものを、じゃあ、採択しましょうというふうなことも考えにくいんです。そうなった場合に、最初の、このRESAの話からいきますけれども、RESAの対応には3つ、さっきお話ししましたが、現実的に海側に出すにしても、陸側に伸ばすにしても、いろいろ問題がございまして、環境であるとか、社会的な影響でありますとか、まず、これをクリアしないことには、令和8年を迎えることができないという状況ですので、市として何らかしらの提案なり考えなりがないと、県との協議もできないとなった場合に、考えられる一番あり得る話といたしますのが、滑走路を短くするという対応されるんじゃないかというふうなことが一つあるんです。

私としては、今、1,200メートルですから、これを縮めるわけにはいかないと思っている

んですけども、それも選択肢に入ってくれば、時間も決まっていますので、迫られる可能性があると思うんです。その辺の考え方をどのように整理するかというのを、お伺いをしたかったんですが、可能であれば答えていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、いただきました植村議員の御意見、そういう心配も考えられないことはないと思います。ただ、今、壱岐市は滑走路延長について、県に対して、知事に対して要望しております。

ですから、延長距離を短めるというようなことは、到底考えられないことをごさいます、そのためにも調査費の要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ぜひとも、そこを強く要望したいと思います。

滑走路を短くするというようになってくると、今から入るATR機の定員の数を減らさないとかというふうにも話にもなってしまうので、航空機の制限が出てきます。そういったことになっていくと、ますます壱岐にとっては、経済面、文化の交流面も含めて縮小、減衰していく話になりますから、今の滑走路は最低維持です。

最低維持にすると、今度は海側か陸側かという話になりますので、その解決をどうするかということで、当面は頭を悩ましていくんだらうなというふうに思いますので、そこを宿題ということで、早急に考えていただきたい。

壱岐市はどう思っているかということ、県に言えないと駄目だと思いますから、そういうこととお願いをしたいと思います。

その次に来るのが、今度は滑走路の延長の話。さっきの評価項目の中にも幾つかあるんですけども、300メートル延ばすとすると、やっぱり海側か陸側か、これの話は絶対に出てきます。

今、考えてあるのは、両方ではなくて違うところにも移そうということも、あり得ない話じゃないと思うんです。選択肢として幾つかあるんですけども、1,500を獲得するにはどういった手があるのかを具体的に考えておかないと、県との交渉もできない。

しかも、今度の令和8年までに滑走路が確定してしまうと、さらなる税金投入ができなくなる可能性もあると思います。

この時代ですから、何回も工事をしてお金をどんどんつぎ込んでいくという発想も、なかなか認めてくれないと思うんです。そうすると、令和8年も含めて、ここ近年のうちに全ての空港の考え方を整理しておかないと、県との交渉ができないだろうと。

県との交渉ができないということは、国との交渉もできなくなってくる。お尻が決まっている

時間帯ですから、何とかして進めないといけなくなっているというところで、そこを、よく頭に入れていただいて、対応を考えていただきたい。それを、ちょっとお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ありがとうございます。植村議員、御指摘のとおり、その辺も含めまして、最初の答弁の頭に、壱岐空港は県の施設でございますということを前置きさせていただきました。そういう中で、調査費等をまずはつけていただきたいという形が、今、第一歩なのかなと思っているところでございます。

ただ、本日いただきました植村議員の御助言を参考にさせていただきながら、壱岐空港の整備方針が好転するように、引き続き取組を強化していきます。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。私も、これを、ずっと思っていたところもあって、何とか進めたいと思っていたところでございますので、こういった情報を、市民皆さんとも共有しながら、ぜひとも前に進めていただきたいというふうに思います。

それと、この空港については、滑走路だけじゃなくてターミナルの話もでございます。ターミナルが老朽化して、使い勝手もよくないという話も聞いていますので、いろんな使い方を考えながら、空港の活性化、建物だけじゃなくてソフトも含めた空港周辺の活性化をやっていただきまして、交流人口拡大とか関係人口拡大のほうに進んでいければいいのかなと思いますので、大変な話だと思いますけれども、御検討のほう、よろしく願いいたします。これも前向きに考えていただけるということで、次のお話に移りたいと思います。

最後になりますが、市長希求のエンゲージメントとは何かということでお伺いしたいと思います。

ここは、市長の施政方針で述べられておられますので、思いの丈をたっぷり話していただいて、私は期待をしておりますので、よろしく願いいたしますが、施政方針の中で、市長はエンゲージメントという考え方の必要性を述べられておられます。具体的には、市民皆様の充実した生活のために、外からの活力を取り込むという戦略を、より具体化するための取組、そして、壱岐市へ共感し愛着を感じ、壱岐市に対して主体的な貢献を行っていただける企業、大学、自治体等をエンゲージメントパートナーとして登録していくというお話でございました。

しかし、市長の選挙公約でありますとか、壱岐市総合計画の中にも記載はございません。そういったことでありまして、この中身がどういうことなのかということが、非常に分かりにくいということもございますので、市民の皆様に分かりやすくお伝えをしたほうがいいだろうと思っております。

そこで、うまく市民に伝わることも含めまして、このエンゲージメントというのは何なのかというのを教えていただきたいと思って質問をしております。

このエンゲージメントの考え方につきましては、これまでの連携協定と何が違うのか、そして、この取組が市民にもたらされる社会的影響、効果、成果、これが何なのか、そして、市民生活がこのことによってどのように充実するようになるのか、具体的にお伺いいたします。

そして、これまでエンゲージメントパートナーとして登録された団体があると思えますけれども、その数は幾つで、その効果がどのように出てくるのかということをお伺いいたします。ほぼ市民に知られていないと思えますので、皆様方に教えていただきたいということで、積極的に周知をしていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、植村圭司議員の3番目の御質問でございます。施政方針にあるエンゲージメントとは何ぞや、との御質問でございます。

横文字は使いたくないんですけれども、適当な日本語がありませんので、お許し願いたいと思っております。

エンゲージメントと聞くと、婚約のことかとお思いになる方もあるかと思えますけれども、まさにそのとおりでありまして、互いの歯車がかみ合う、あるいは固いつながりという意味でございます。

すなわち、本市に共感や愛着を持ち、主体的に関わってくれる、そのような関係を築きましようというのがエンゲージメントパートナー制度でございます。

もっと平たく言いますと、人、物、金を誘導することで、壱岐市の活性化につなげようとするものです。対象といたしましては、企業、大学、先進自治体及び個人を想定しております。

この件に関しては、東京事務所が最前線で活動しておりますので、15日の予算特別委員会で具体的な内容について御説明する機会をいただいておりますが、一例を申し上げて、御理解を賜りたいと存じます。

施政方針でも申し上げましたが、3月1日に日本郵便株式会社とエンゲージメントパートナーシップ協定を締結いたしました。このことによりまして、日本郵便の職員1名が、本年4月1日から2年間、本市において研究テーマを、壱岐出身者のオープンイノベーションサポート、つまり、壱岐から出た人が外から見た目で、壱岐をどのようにサポートができるかについて研究することとなっております。

その研究成果を日本郵便にフィードバックして、全国の自治体活性化の参考にするというものです。当然のことながら、併せて壱岐の活性化にも大きな期待をするものでございます。

これに至った経緯につきましては、同じくエンゲージメントパートナーシップ協定を締結している慶應義塾大学SFC研究所が、本市と北海道東川町にサテライトを開設しておりますことから、日本郵便に対し、地域課題解決のための研究自治体として御紹介いただいたことが、事の始まりでございまして、壱岐市と東川町に職員1名が派遣されることとなっております。

次に、これまでの連携協定との違いでございますけれども、これまでの連携協定は、ある目的、例えば災害が起きたときの協力、あるいは人材育成等々、特定の目的をもって連携協定を締結してまいりました。しかし、エンゲージメントパートナーは、ただいま申し上げましたように、本市のために主体的に関わりたいという組織と結ぶために、連携の相手によりまして様々な目的になるといえます。

また、一対一の関係ではなく、目的によっては複数の相手とタッグを組むなど、お互いが、よりいい共創、共につくり上げるということでもありますけれども、そういった体制の構築が期待できるところであります。

そのため、エンゲージメントパートナーについては、まず、壱岐市を訪れていただき、市民皆様と直接触れ合う中で、組織が持つ人、物、情報、時間、そしてお金をどのように生かして、組織として本市にどのような貢献ができるかを見つけていただく仕組みといたしております。

エンゲージメントパートナーは、昨年10月末に開始をいたしまして、約4か月で10組織と締結をいたしました。まだ始まったばかりの制度ではありますが、具体的な効果も早速出始めております。

例を挙げますと、日本旅行とのパートナー締結の発表を見て、SDGsを学ぶために、本市での教育旅行を希望する島外の学校からの問合せが相次いでおりますし、先ほど申し上げた2万4,000もの郵便局ネットワークを持つ日本郵便にパートナーになっていただいたことも、まさに効果の一つでございます。

また、パートナー企業からは、企業版ふるさと納税も期待できると考えておりますので、その推進も図ってまいります。

市民皆様への周知につきましては、議員おっしゃるとおり、今回のエンゲージメントパートナーは、市民皆様とのつなぎ合わせが非常に重要でありますし、仕組みを御理解いただくことが重要でございます。そういった意味から、本日の御質問は大変ありがたいと思っております。

まずは、議員皆様及び職員の理解をいただき、市民皆様に対しては、エンゲージメントパートナーの活動窓口となる、壱岐みらい創りサイトと連携しながら、積極的に広報活動を行っていきたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答えいただきました。

相変わらず片仮名が多くて、理解には苦しむところもあるんですけども、おおむね、大体、関係をつくっていくことによって付加価値がついて、いい方向に伸びていくといったことかなというふうに思います。

片仮名なので、実は日本語では簡単に言うと何ですかという話を聞きたかったんですけども、お話では、日本語は、ちょっと適当なものが思いつかないという話だったんですが、例えば、今のお話の中では、つながりとか、強いつながりを関係団体と結んでいくというようなことをしていくんだらうというふうに思うんですけども、それでよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） なかなか日本語で、先ほど申しますように表すのが難しいんですけども、先ほど申しますようにエンゲージメントというのは、歯車がかみ合うとか、固い絆とか、そういう意味でございまして、そういった強いつながりを持っていく。そして、お互い不足しているところを補完しあうとか、補いあうというか、そういった関係であると理解していただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。分かりました。大体分かりました。完璧じゃないんですけども、いろんな関係団体さんと強いつながりを持って、上昇志向でお互いがいい結果を求めて活動していくということかなというふうに思います。

それで、今、10団体とパートナーシップ協定を結んでいるというふうなことでございましたので、早いなと思います。

そして、ちょっと私が一つ気になったのが、これ、東京事務所のほうで音頭を取ってやっているような形なんです。実は、私、2月に東京事務所に行かせていただきまして、担当されている方と会いました。時間も時間だったので、そんなに深く話をしたわけじゃないんですけども、東京事務所の雰囲気も何となく分かって帰ってきたところではあるんですが、残念だったのが一つあって、このパートナーシップ協定の話、私、知らなかったんです。

2月の20日過ぎぐらいに、私、行ったんですけども、そのときに、既に2月の17日とか16日に協定はできていて、日本旅行さんですか、こういった方々との協定が終わった後だったんです。

悔しかったんですけども、東京事務所に行ったときに、これを知っていれば、もっと突っ込んだ話ができて、より理解が深まって、よりいい活動になるような話もできたのかなと思ったんですが、知ることができなかった状態で、私が東京事務所を訪れてしまった。

言いたいのは、担当している東京事務所の方は、事務所があってパソコンがあるので、そこから発信すれば、私もそこはチェックできていたはずなんですけれども、それができていなかったという残念な話があって、せっかく東京事務所があるのに、情報発信が遅れていたというところがありまして、こういうことでは、やっぱり時間が、なかなか皆さんタイムリーな時間で活動している中で、東京にいながらして田舎時間になっているというのは、ちょっと非常にもったいないというふうに思いましたので、この辺、改善をしていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 東京事務所から、植村議員がお見えになってびっくりしたという話も聞きました。

やはり、私がこの説明をする前に、東京事務所としては、情報発信できなかったということを御理解いただきたいと思います。

やはり、皆様方にお話をして、先ほど言いますように、昨年10月末から、私は命令をして、やっていこうと。今まで、平成27年の富士ゼロックスのパートナー連携協定から、やっとここまで、今、来ているんです。ぜひ、15日の予算特別委員会で、それこそ徹底的に、所長にそのことを聞いていただきたい。

ただ、申しますように、皆さんにこの取組をしているよという前に、篠原所長は情報発信はできなかったと。それは、ぜひ御理解ください。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。とにかく情報化社会でございますので、何事も迅速に処理をしていただく、お知らせをいただく、そういうふうなことを通じて、私たちも理解をしやすくなってまいりますので、そこはしっかりと、今後も対応していただきたいと思います。

私も、この仕事をする前に、富士ゼロックスさんが入っていただいて、壱岐なみらい創りプロジェクトが始まって、ずっと見てまいりました。島外の知恵を借りるというふうなことでやっていらっしゃるんだと思いますけれども、そこには私も共感しております。

島外の知恵を借りるのはいいんですが、島民の方も頑張って知恵を出し合っているところもありますので、その辺はこれからも、いろんな意見を聞いていただきたいと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。3月会議の一般質問の2日目、最後務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、前回12月会議におきまして、一般質問の中で、子育て施策について市長さんにお尋ねをしたところ、新年度の予算等では思い切った子育て施策をやりますという力強い決意を聞いておりましたので、今回の新年度予算等を楽しみに拝見させていただきました。本当にいろいろなことを重装備にさせていただいていることに感謝申し上げます。

それでは、8番議員清水修が通告に従い、今回は大きく4点について通告をしておりましたが、3月会議の議会質疑の冒頭で、議案第16号の撤回がなされ、撤回理由として、民間の認定子ども園の事業の方より撤退するとの連絡があったのでという発言等が了承されましたので、私が2項目めに挙げていた認定子ども園に関する質問につきましては削除して3点質問させていただくことにいたします。

それでは1つ目の質問です。これは、昨日、土谷議員の新型コロナウイルス感染症についてのお尋ねにより、詳しく答弁を伺うことができました。

私の質問であった、屋内でのマスク着用が個人に委ねられることについて、市としては、これまでのように国や県の動向を見ながら、これまでの感染対策の実績を踏まえながら、緩やかな対応で取り組んでいくこと等が理解できましたので、その重複を避け、地域での対応について1つお尋ねします。

先週の日曜日に、私の所属する公民館では、恒例の春の道つくりと、いわゆる除草、溝掃除等の作業を行い年度末総会を行いました。総会においては、新年度の役員と、コロナ前までには毎年行っていた親睦行事、いわゆる花ちらしというそういう行事について、今年はどうしようかねという話し合いを行いました。

役員は順送りで決めることができますが、全館員さんを対象とする親睦会の実施については、5月の連休明けの5類相当になってできないかなという希望があったり、いやあと1年は辛抱した方がよかよという意見がほぼ伯仲いたしまして、もう1年待った方がいいというようなことに

なったようですが、市からの感染防止対策はこれまでと変わることなく、手指消毒の励行や3密の回避、マスクの着用は個々人の判断で、場所などの状況に応じながら行動することになることは当然と考えていますが、地域でのこういった親睦会とか、地域の小学校での合同運動会の開催などが、これから何とかしたいけどなかなか踏み出せないという状況を感じますので、特にうちの地域などは、限界集落にほぼ近い高齢者の集まりにもなりますので、やはりリスクの高いこのコロナ感染につきましては、なかなか踏み出せないで、できれば何らかの指標みたいなものを出していただければというようなことを思うわけですが、その点について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の質問にお答えをいたします。地域での行事の在り方等に対する質問だということで、御答弁を申し上げたいと思います。

御存じのとおり、5月8日以降は2類から5類への分類変更が行われます。マスクにつきましては、3月13日から個人の判断ということになっておるところでございます。しかしながら、昨日も申し上げましたようにまだ収束のめどもついてないというふうな状況もございますし、そういった状況を考えますと、やはり本市におきましては重症化しやすい高齢者が多い状況でもありますので、そういった方々に感染が及ばないよう配慮する必要があると考えております。

これは一例ですけれども、不特定多数が集まる集会等につきましてはマスクを常に持っていたりなど、必要に応じた場面をつけていただければと思っております。

また、感染防止の基本的な考えとしましては、症状があれば自宅療養か医療機関を受診していただく、2つ目には、流行や混雑状況などに応じたマスクの着用、3つ目としましては、換気と3密の回避、4つ目としましては、手指消毒の習慣化、それと5つ目としましては、適度な運動と食事が必要であるということで国の方は示しておりますので、このような感染防止策を日常からやっていただく必要があると考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 部長さん、確認を含めたこの5つの取組についての提案ありがとうございます。

やはりいろいろな地域での活動をする中で、ちょっとこれはやばいかなというようなそういった場面等が遭遇したときに、やはりマスクを持っておれば、つけてなくても今つけようとか、そういう対応がすぐできるという安心感とか、ちょっとした体調の変化とか習慣化とか、そういった

たものがやはりこれからは各自が注意をしながら日常の生活を取り戻し、地域での活動もできる範囲で取り組む。

その前提としては、やはり役員さんとかお世話をする方々がいろんな意見を出し合いながら、しっかり共通理解を深めながらやはりしていく以外にはないのだなということを改めて感じる事ができましたので、部長さんが確認していただいたこと、または具体例につきまして徹底してまいろうと思います。

そこで、ちょっと少し気になることが2つほどありますので、追加のお尋ねをさせていただきます。

それは昨年の秋に政府が全数把握ということで、島内での、市内での感染の状況がちょっと分かりづらかったことがありましたので、かなり近隣の方等のお声は、どうして分からんのかな、そういうことが分かれば注意もできるとやけどなとかいう、そういうお声がありながら少し感染者が増えだして、この1週間単位での放送、公表をしていただいているところですが、3月13日以降、もしくは5類に引き下げられた5月の連休以降につきましては、この広報といえますか、状況の周知といえますか、そういったことはぜひしていただきたいなと思うわけですが、その辺はどういうお考えであられるかというのを教えていただければと思います。

もう1つは、私たちの地域には出会いの村があります。皆さん御承知のように、この施設はコロナの感染療養のため、拡大しないように県等が借り上げられていますが、4月以降6月から真夏期にかけてはいわゆる出会いの村本来の活動の場であったり、学校関係の宿泊学習等の施設等にも大いに毎年利用されているかと思うんですけど、この出会いの村の活用が幾らか本来の活動等に取り戻せるのかどうか、見通しが分かれば教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 清水議員さんの再質問につきまして、お答えを申し上げます。

まず、感染者数の報告でございますけれども、まだはっきりしたことは、県の方からは示されておりませんが、2類相当の段階では、毎週1週間分の数の公表はされるかと考えております。

8日以降の5類につきましては、インフルエンザと同じ扱いとなりますので、恐らく1週間ごとの感染者の発表といえますか、そういった把握はなされないのではないかと思いますけれども、まだ先ほど申し上げましたように、県からの正式な通知等もございませんので、今の段階ではそういうふうになるのではないかとということで、お答えをさせていただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。ちょっと待ってください。マイクをちょっと清水議員の方にずらしていただいたら震わんと思われま。自分よりちょっと遠ざけたら。はい、いい

です。はい、どうぞ。

○農林水産部長（谷口 実君） 清水議員の御質問の宿泊療養施設がどうなるのかといったこと
でございます。3月上旬に、これは報道等であったのが、政府は新型コロナウイルス感染症の法
的位置づけを5類に引き下げるのに伴いまして、ホテルなどで軽症者らを受け入れ、隔離する宿
泊療養の制度を原則廃止する方針を固めたということになっております。

この費用は、国が全額今まで補助しておりましたが、例えば高齢者や妊婦向けは自治体判断で
9月末まで継続可能ということになっております。この方針で、まだ正式な方針はこちらとして
はまだ決まっておられませんけども、一応5類に引き下げるのに伴いまして、そういったことで宿
泊療養施設は原則廃止する方針となったことから、今後本来の姿に戻していくことを、農林水産
の方での関連施設でございますので、そこを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。これも2類から5類への法的措置とい
いますか、そういうことに伴う、こうなるという見通しの下で、私も理解できます。これもあくま
で見通しであると思いますので、いろんな急変あれこれ起こりかねないのであくまでというよ
うなことで、しばらくはワクチン接種等のことも続けられるということですから、いきなり法的に
なったからこうだということの対応にはならないかと思えます。

ただ、こういったコロナ禍がまだ収束したとは言いかねる状況の中で、少しずつそのような対
応を理解しながら進めていきたいと考えます。御答弁ありがとうございました。

では2つ目の質問は、スポーツ合宿等の誘致に向けての展望についてという、今回はタイトル
にさせていただきました。

この内容とほぼ同じ御質問が、令和2年の12月会議におきまして、鶴瀬議員の方から御質問
があって、特に大谷のこととか、または筒城浜公園のこと、そして芦辺中学校の跡地のこと等
については、本当に詳しく御答弁がなされた経緯は存じていますので、改めてその辺も読み返して
は見ているところです。

ただ今回は少し状況も変わったところもありますし、この3月会議の冒頭で、施政方針におい
て、はじめにこの冬には多くの実業団や大学等からの合宿ができたこと等が報告され、私も大変
に、やっとようやくこういった長いトンネルを少しは抜けれるような状況等も感じたものでは
から喜んでいるわけですが、その方々が来られて少しのお声を聞いた中では、年間を通じてのこの
合宿誘致の取り組みを可能にするためには、400メートルのトラックのタータンコースがあれば、
いわゆるこれから先のトラックシーズンに向けて走り込みだとか調整とか、いろんな形での
合宿も可能になるし、あそこは気候もいいし、景色もいいし、行ってみようかなというような、

そういった可能性が高まるのではないというなお声も聞かせていただきました。

私が、今までのイメージはどっちかという、陸上競技場とかいうとびしっとした施設が必要なんじゃないかなというような気持ちを、どうしてもそういう概念から抜けきれなくなってたんですけども、そういうのも予算やいろんなあれがかなうならいいでしょうけれども、やはり、壱岐ならではのそういった施設とといいますか、場所とかそういうのができればなということとちょっと思い直したりしたものですから、2つほど質問をあげさせていただいています。

1つは、筒城浜公園にある1,000メートル、今ですね、タータンコースを造っていただいています。その中の芝生、このごろ、芝生内の松の木が突然とといいますか、何本か伐採されていると思います。せっかくの景色がと思いながら、これはそれだと思ったり、何か意味があるのかなという思いがしたりもしましたので、そういったことも含めて、中につくるパターン、もしくはレストハウスの奥にある野球のできる多目的広場があると思うんですけども、あの辺を少し広めて、そういった400メートルトラックのタータンをできるようにすれば、もっと合宿場としての機能が充実してくるんじゃないかなというふうな思いが出てきたものですから、1つ目にそういったことに対する展望を後でお聞かせください。

2つ目の、芦辺中学校跡地の多目的広場での活用ですけども、たしか2月と先月に、田河地区でのまちづくり協議会が設立されたというニュースもありました。以前の質問の中では、公募等してもなかなか芦辺中学校跡地の活用計画等については、まだ出ていないような状況でしたけれども、やはり地域にそういったまちづくり協議会等ができれば、あそこを中心拠点等、またいろんな利活用を考えられるのも当然かと思しますので、そういった兼ね合いなども含めて、今後の壱岐の合宿誘致等にプラスになるような展望がありましたら、またはないならちょっとまだ厳しいということでも構いませんが、お聞かせいただけたら幸いです。よろしく願います。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私の方からは、筒城浜公園のタータンコースの近くに400メートルタータントラックの検討はできないかという部分につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、本市が取り組んでおりますスポーツ合宿誘致の状況について御説明をさせていただきます。

令和2年度は、8団体の合宿受入れが内定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、わずか1団体のみ受入れで、大変厳しい状況が続いておりました。

令和3年度から徐々に回復をいたしまして、合宿誘致の成果も出始めたことから、本年度は計画しておりました4団体に新規で2団体加わりまして、合計6団体の合宿を受け入れておまして、そのうち陸上競技は4団体で、団体受入れ総数及び延べ宿泊人数ともに過去最高の実績とな

っております。

合宿誘致の折には直接面談をして、事前に本市での合宿に必要な練習環境や御要望をヒアリングを行いまして、宿舍や市が所有する体育施設の予約が整ったことを御報告することで、マッチングする団体様から一定の練習ができることが判断された後に、本市が合宿地として決定をされます。

また、合宿期間中は監督やコーチの方々から意見交換をする中で、さらに本市が合宿地として選び続けていただくためには、何が不足して何が必要であるのか、専門的な見地や経験による貴重な御意見をお聞かせいただいているところでございます。

陸上競技の練習のベースとなりますのは、筒城浜ジョギングコースでありまして、朝食前の早朝練習や選手の自主練習のフリージョグなどは、1キロメートルのタータンのコースを常時御利用をいただいております、舗装面のクッション性やコース設定にも一定の評価をいただいております。

議員がお話の、筒城浜ジョギングコース付近へ400メートルタータンのトラックコースの設置が検討できないかとのお尋ねでございますが、本年2月に本市出身の濱田監督率いるYKK陸上競技部合宿の折にも、監督、コーチとの意見交換の中で、400メートルタータンのコースがあれば合宿に訪れる機会が増え、また、実業団や大学など老岐市を合宿地として選ぶ団体も増えるとの御助言をいただいております、本市といたしましても、求められる合宿環境に必要な施設であることは認識をいたしております。

しかしながら、建設費用もさることながら広大な敷地が必要でございますし、現在の練習や宿舍のメインとなっております筒城エリアからの移動距離などを考慮しますと、慎重な検討が必要であると感じているところでございます。

議員の御提案される趣旨、また合宿を実施していただいております監督、コーチからの御要望も十分理解しておりますので、今後もさらなる練習環境の充実に向けた取組や先進事例などを参考として、研究を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の旧芦辺中学校跡地の関係につきましては、教育委員会からの答弁になります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 清水議員の2番目の御質問にお答えします。

旧芦辺中学校跡地は、第1グラウンドと第2グラウンドがあります。第1グラウンドは、横が約140メートル、縦が約75メートルです。400メートルトラックを設置するには、1レーンあたり1.22メートルの広さが必要になりますので、横が約176メートル、縦が約

96メートルの広さが必要になり、現状での設置は難しいと考えております。第2グラウンドは第1グラウンドよりも狭いため、こちらも難しいと考えております。お隣の対馬で設置してあります300メートルのトラックであれば、広さだけを見ると、第1グラウンドの広さで設置できると考えられます。

整備の財源として、スポーツ振興くじを活用し、300メートルの8レーン、第4種ライト公認陸上競技場を本体工事費のみ3億3,000万円で設置され、助成金の額は8,000万円と聞いております。

議員がお話しされた多目的広場風に整備してタータントラックを設置する場合、どのような規模にすることが適切か、また、設置のための財源をはじめクリアしなければならない課題もあることから検討しているところです。

なお、跡地利用としてドローンスクールでの利用や、また、令和5年度からグラウンドの一角に長崎県埋蔵文化財センターの保管場所設置の話もあっておるところでございます。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 状況はよく理解できますし、ただ少しでも一歩前に進めるために、どういった努力が私もすればいいのかなというのを考えながらいるんですけど、前も言ったと思うんですけど、ちょうど昨年のこの3月会議が終わってから、自分は地元の活性のために、まち協で小牧部会というのを立ち上げて、小牧崎の少し利活用ができないかというようなことで、クロカントレイルのコースづくりなどもして1年間様子を見てきました。

そのコースを利用する人はそんなに多くはないんですけど、散歩やいろんな、夕日を見ると何かいろんな形でのお客さんは以前よりは増えたかなというぐらいの感触しかないんですけども、やはり先ほどからずっと出ていますが、お願いするだけじゃなくて、自分たちまたは自分でできるようなことは、いろんな関わりを持ちながらやっぱり進めていかないと届かないなという思いがしておりますので、先ほども言いましたように、田河地区のまち協の方、采田さんとも同級生でもありますので少しそういった形でお話を聞いたり、何かできることはないかなど、少しでもやっぱり壱岐に来てここはよかったねって、やっぱり八幡半島からずっと青島公園、内海湾、そして原の辻に出て筒城まで、確かに移動距離云々はあるとは思いますが、いろんなニーズをかなえる場所としては、筒城浜も芦辺中学校跡地も非常にうらやましい場所だなというのを、私は全く反対の場所に住んでいますから、うらやましく思います。

これは、できるだけ自分がこうやって頑張れるうちに、少しでも何かこうしたらどうかなるんじゃないかというぐらいまでは、子どもたちが一生懸命頑張ってるうちにという思いで、また

私なりの取組を進めさせていただきます。

それでは3つ目の質問に移らせていただきます。施政方針でお知らせいただきました、壱岐市定住促進奨学資金償還補助金の創設についてです。

このことは、昨年6月会議での一般質問で若者の人材確保について、壱岐出身の若者の人材確保のために、定住促進奨学資金償還支援という検討はできませんかというお尋ねをしたときに、中上企画振興部長さん、そして久保田教育長さんから違う視点といたしますか、私はそれまでは奨学金の見直しとか奨学金の返還に困っている人を何とか支援できないかとか、そういった狭い枠での質問が多かったかと思うんですけれども、昨年6月会議において、もっと幅広くいろんな職種の方々にもこういった支援策が検討できないかというように受け止めていただいて、前向きに検討していきたいという御答弁をいただいております。私もこんなに早くそういった取組が出てくるというのは、ちょっと予想していなかったものですから、施政方針のあれを見たときにちょっとびっくりしました。本当にありがとうございます。

それで、私たちの方には概要として対応の状況は資料としていただいておりますけれども、市民の皆さま方、そして壱岐市の出身の若い方々に、壱岐市でもこういった奨学金の2分の1補助の返還支援ができたということをもっと知っていただくために、支援の対象者とか補助額とか、これからの周知等について概略を、概要を教えてくださいたいです。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の壱岐市定住促進奨学資金償還補助金の創設についての概要等につきまして答弁をさせていただきます。

令和5年度から創設する壱岐市定住促進奨学資金償還補助金につきましては、ただいま清水議員お話のとおり、昨年6月会議の一般質問の御提案をいただいております、制度創設に向け前向きに検討したいと回答をさせていただきます。

壱岐市における若年層の定住促進及び産業人材の確保を図り、少子高齢化及び人口減少を抑制するために必要な支援であると判断をし、今回新年度予算に計上しており、壱岐市内に居住・就労し、奨学資金を償還する方に補助金を交付する内容となっております。

補助対象となる奨学資金の借入先は、独立行政法人日本学生支援機構及び公益財団法人長崎県育英会、そして壱岐市を含む他の自治体などから借入れた奨学金を対象としております。

次に、補助対象者の要件といたしましては、1つ目に、本市の住民基本台帳に登録され生活の拠点を置いているもの、2つ目に、交付申請時点で補助対象となる奨学資金の償還を行っているもの、3つ目に、就労しているもの、4つ目に、奨学資金を自ら償還するもの、5つ目に、5年

以上の定住を制約するものなどの条件を付しております。

公務員は対象外ですが、会計年度任用職員は補助対象としております。

補助額につきましては、会計年度中4月から3月に支払う償還額の2分の1以内の額とし、年間の補助上限額は10万円としております。補助期間は、補助金の交付を開始する月から記算し3年間となります。

本補助金の周知につきましては、広報紙の広報いきやケーブルテレビ、ホームページはもちろんのこと、自治公民館の回覧などで幅広く周知を図ってまいります。本制度の創設によりまして、若年層の定住促進及び産業人材の確保を支援し、少子高齢化及び人口減少の抑制につながるよう積極的に活用を促進してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。私も概要版の資料を拝見したところ、幅広くいろんな奨学金を借りておられる若い方が今償還してるけど非常に苦しい状況にある。でも地元に戻ってくればこういった制度がある。自分もそれに該当するだろうかとかいろいろ思いながら見られたときに、壱岐に戻って何か就業してみようと。

これまではやっぱり特定の業種の方、介護とかいろんな医療関係、教育関係、人材確保のための支援がなされていましたが、この制度は幅広く、新しく自分の土地に戻って農業を始める方、漁業を始める方、お店を開かれる方、いろんな就業の仕方があられるだろうと思います。やはりそういった方々が1人でも多くふるさとに帰られるための、本当に待望の支援策だと思います。

ただ、先行して行われている県内の市町等のもものと比べると少しいろんな面で、何ていうか期間が短かったり額が少し低かったりはしていますけれども、令和5年度につきましては50人分の予算が計上されてありますので、やはりその部分はしっかり全体的な見地に立って、今年1年の実績等を鑑みながら、また次年度、その次と、できるだけ今喫緊の課題、子育て支援もそうですけれども、人口減少に歯止めをかけるのが、また婚活等でそれを成婚させていってという、そういった道筋ができていくことを本当に期待できると考えますので、どうかしっかり対応、支援をお願いしたいと思います。

まずこの3つの質問を終わらせていただきましたが、やっぱり私が今回いろんな質問を考える中で改めて感じたのは、自分たちにできることを、やはりいろんな人のつながりをこれから、コロナ禍もウィズコロナで少しずつ手を取り合いながら活動等もできていくと感じますし、そういった機会を捉えながら、できることをしっかり積み上げていながら予防を行い、一番の願いはやはり有能な壱岐出身者の方々を一人でも多く帰ってきていただける環境づくり、そして子育て

支援が多く受けられる、いろんな悩み等に寄り添える、そういった壱岐にしていくようにお誓いをしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月10日金曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時44分散会
